

東村山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成 27 年 2 月 26 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

東村山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

東村山市職員退職手当支給条例（昭和 41 年東村山市条例第 8 号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 東村山市職員の給与改定に伴う退職手当の調整額の改正等を行うため、本案を提出するものであります。

東村山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

東村山市職員退職手当支給条例（昭和41年東村山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項各号列記以外の部分中「千円」を「1,075円」に改める。

第16条第4項中「（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条」を「（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第16条第4項の改正規定は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

東村山市職員退職手当支給条例の一部を  
改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 \_\_\_\_\_改正箇所

新 条 例

(退職手当の調整額)

第8条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の調整額期間（次条に規定する調整額期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の調整額期間の末日の属する月までの各月ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める点数を合計した点数（以下「調整額点数」という。）1点につき1,075円を乗じた額とする。

- (1) 第1号区分 35点
- (2) 第2号区分 30点
- (3) 第3号区分 30点
- (4) 第4号区分 25点
- (5) 第5号区分 20点
- (6) 第6号区分 15点
- (7) 第7号区分 10点

2～4 (略)

(退職手当の支払の差止め)

第16条 (略)

2・3 (略)

4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対しその取消しを申し立てることができる。

5～10 (略)

旧 条 例

(退職手当の調整額)

第8条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の調整額期間（次条に規定する調整額期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の調整額期間の末日の属する月までの各月ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める点数を合計した点数（以下「調整額点数」という。）1点につき千円を乗じた額とする。

- (1) (同左)
- (2) (同左)
- (3) (同左)
- (4) (同左)
- (5) (同左)
- (6) (同左)
- (7) (同左)

2～4 (略)

(退職手当の支払の差止め)

第16条 (略)

2・3 (略)

4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対しその取消しを申し立てることができる。

5～10 (略)

新 条 例

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第16条第4項の改正規定は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

旧 条 例